

(令和2年3月第2回常任委員会書面審議決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市広報基本計画

1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」の広報活動については、市民一人ひとりの機運醸成及び国体への参加意欲の向上を図るとともに、市内外に自然、文化等の地域資源の魅力を発信するため、多種多様な媒体を活用し実施するものとする。

2 基本計画

(1) 広報活動の原則

ア 広報活動は、市民への周知、啓発と矢板市の魅力発信を目的として、効果的かつ積極的に実施する。

イ 広報活動に際しては、県が作成した愛称、スローガン、ロゴマーク、マスコットキャラクター、ソング、ダンス等を最大限に活用する。

(2) 紙媒体の活用

ア 「広報やいた」を活用し、市内全戸への周知、啓発活動を行う。

イ ポスター、リーフレット、パンフレット等を公共施設に掲示又は配布し、来館者への情報提供を行う。

ウ 国体デザイン名刺を作成し、市職員その他関係者の名刺交換の場における広報活動を行う。

(3) 電子媒体等の活用

ア 市公式ウェブサイト上に国体特設ページを開設し、きめ細やかな情報提供を行う。

イ 市公式ウェブサイト上で運用しているSNSを活用し、リアルタイムの情報発信を行う。

ウ 市広報担当課と連携のうえマスコミ各社へ情報提供を行い、新聞、テレビ、ラジオでの情報発信に努める。

(4) イベントの活用

ア 既存イベント等を活用し、広報活動を行う。広報活動に際しては、広報ボランティアを活用するものとする。

イ 国体開催記念イベント、節目イベント、炬火イベント等の自主イベントを積極的に展開し、国体開催の機運醸成に努める。

(5) 啓発物品等の活用

ア 国体の開催周知を目的として、各種啓発物品を作成し、イベントの際に配布する。

イ 企業協賛品を公募し、アの啓発物品とともに配布する。

(6) 工作物の活用

ア 競技会会場、市役所等に歓迎アーチ、歓迎塔、横断幕、懸垂幕等の工作物を設置する。

イ 本庁舎、生涯学習館に案内板、カウントダウンボードを設置する。

(7) 国体ダンスの活用

ア 市役所ダンスチームを編成し、国体ダンスの普及推進を図る。

イ 市内小中学校の協力を得て児童、生徒に国体ダンスを展開し、各種イベント、表彰式等で披露する。

(8) 画像及び映像による記録

ア 国体開催の準備から本大会の終了までのあらゆる場面を画像及び映像として記録に収め、将来への遺産とする

イ 画像及び映像に競技会の記録を加えた大会記録集、大会報告書を紙媒体及び電子媒体にて作成し、競技役員、選手団、後催県その他の関係者に配付する。

(9) 参加章等の作成

ア 選手その他国体参加者のために、国体参加章を作成する。

イ 競技役員、競技会係員、ボランティアスタッフその他関係者のために、記念章を作成する。